

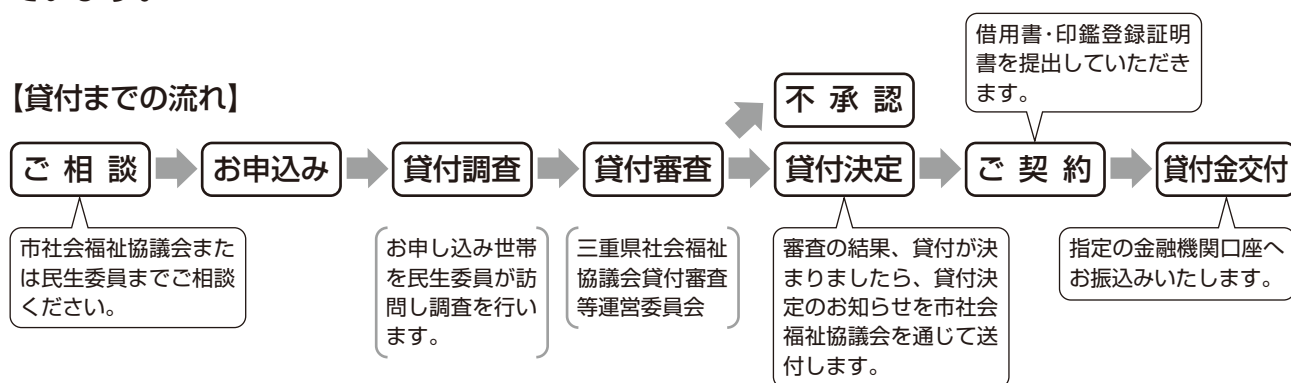
貸付等

生活福祉資金貸付

この制度は、低所得世帯・高齢者世帯・障害者世帯の生活安定、向上を図ることを目的に色々な資金を貸し付ける制度です。

また、この制度は単に資金を貸し付けるものではなく、相談・援助活動と共にその世帯の経済的自立を図り、みんながいきいきと暮らせる地域社会をつくりあげることが目的としています。

【貸付までの流れ】



【借受人(借入申込者)】

概ね65歳未満で、原則世帯の生計中心者のかた

なお、借受人が未成年の場合は法定代理人(親等)の同意が必要です。また65歳以上の高齢のかたの場合は、連帯借受人を付けることで借受人になることが認められる場合があります。

【連帯保証人】

◎お申し込みの際、原則として1名必要

◎年齢65歳未満で、所得税課税者

◎借受人と別世帯に属し、原則として県内に在住で、かつ、借受人世帯の生活の安定に熱意のあるかた

【所得基準】

対象世帯(低所得世帯、高齢者世帯、障害者世帯)ごとに所得基準を設けています。世帯の所得が多い場合は貸し付け対象にならないことがあります。

【ご注意ください】

この資金は他制度の利用が困難な場合に貸付を行います。他の制度が利用できる場合は他制度が優先となりますので、お申し込みの際に他制度の利用の可否について確認させていただきます。

この資金は貸付制度であり、返済していただく義務があります。このため貸付金の利用目的だけではなく借受人、連帯借受人及び連帯保証人の返済能力も含めて審査を行います。申請内容によって貸付に至らない場合もあります。

【問合せ】

四日市市社会福祉協議会 総務課

TEL 059-354-8265 FAX 059-354-6486

貸付の種類

福祉費(住宅)

貸付限度額250万円

◎住宅を増築、改築、拡張、補修、保全のための経費

【対象経費】

- 一般的な住宅の増改築、拡張、補修、保全のための経費
- 高齢者や障害のあるかたが在宅で生活するための居室、玄関、トイレ、浴室、洗面所等の改修、廊下等の段差解消、スロープの設置などのバリアフリー工事
- 風雨被害のための住宅補強、土砂崩れ、石垣の崩れの補修、補強等の費用

【対象外】

× 新築の場合

障害者等福祉用具購入費

貸付限度額170万円

◎障害のあるかた、または高齢者が日常生活の便宜を図るための高額な福祉用具等の購入に必要な経費

【対象用具等】

- 一般の福祉資金では対応のできない日常生活に必要な高額福祉用具
(例: オブチスコープ(弱視用拡大読書器)、視覚障害者用ワープロ、油圧式リフト、肢体不自由者用クーラー、電動式ギャッジベッド、聴覚障害者のための文字放送用テレビ、コミュニケーション機器等の購入等)

障害者自動車購入費

貸付限度額250万円

◎障害のあるかた自らが運転する場合または障害のあるかたと生計を同一にするかたが専ら当該障害者の日常生活の便宜または社会参加の促進を図るために自動車を購入するために必要な経費等

【対象経費】

- 自動車購入費、車検、修理、障害に応じた改造費用、消費税、自動車損害賠償責任保険料、その他必要な装備

【対象車種】

- 排気量2,000cc以下の車両とすること(国産車に限る)

【対象外の経費】

- × 日常生活上必ずしも必要としない装備・付属品(カーナビ・エアロパーツ・大径タイヤ・カメラ等)
- × 任意保険保険料
- × 世帯に3台目以上の車

【買い換えの条件】

- 現在使用中の自動車の使用期間が新車購入後5年以上経過しているまたは走行距離が5万キロを超えていること。ただしその車が何らかの理由(事故等)で使用不能になった場合はこの限りではありません。